

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の第2期中期目標の期間の終了時に 見込まれる中期目標の期間における業務の実績(案)に関する意見の概要

1 主旨

平成30年4月1日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正が施行され、業務実績評価の主体が評価委員会から設立団体の長である知事へ変更となったことに伴い、北海道では、法第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）に係る第2期中期目標期間（平成27～31年度）の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて実施することとなった。

このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。（なお、今回の意見は実績(案)に対するものであり、実績に対する最終意見は31年度に述べる。）

2 意見結果

(1) 全体意見

第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間（平成27～29年度）の業務実施状況について確認等を行ったところ、Ⅳとする意見（達成状況が良好である）が3項目、Ⅱとする意見（達成状況が不十分である）が1項目となり、総合的に勘案すると、「概ね良好である」と認められる。

<評価項目>

- | | | |
|---|--------------------------|--------|
| 1 | 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 | （意見：Ⅳ） |
| 2 | 業務運営の改善 | （意見：Ⅳ） |
| 3 | 財務内容の改善 | （意見：Ⅳ） |
| 4 | その他業務運営 | （意見：Ⅱ） |

しかしながら、外部資金による研究課題数や依頼試験の実施件数など達成状況に遅れが見られるものもことから、今後、中期目標・中期計画の達成に向け、これまで以上に積極的に取組を進めることを求める。

また、次期中期目標・中期計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や科学技術の進展を踏まえるとともに、本評価にも留意しながら、基盤的な研究の推進や地域固有の課題の解決はもとより分野横断的な研究開発の推進など、その総合力を一層発揮できるよう検討するとともに、今後の施設整備についても、より具体的に検討を深めることを期待する。

さらに、計画等の達成状況を的確に把握できるよう、適切な数値目標の設定や取組内容の具体化・明確化などにも留意願いたい。

なお、中期目標の策定作業における法人が達成すべき業務運営に関する目標の検討に当たっては「道総研における研究開発の基本構想」など法人自身の考え方をよく聴くことについて留意願いたい。

(2) 項目別意見

①「住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」、②「業務運営の改善」、③「財務内容の改善」については、法人自己点検・評価がすべて3であったことなどから、評価をⅣ「達成状況が良好である」（すべて3以上）とした。

④「その他業務運営」については、法令の遵守において、酒気帯び運転や速度超過の事案、施設の安全管理において、灯油漏洩事故、牛の脱柵事故及び試験調査船による漁網損傷事故及び情報セキュリティ管理において、ウイルス感染事案が発生したため、それぞれ法人自己点検・評価では2評価であったことなどから、評価をⅡ「達成状況が不十分である」（3以上の割合がおおむね9割未満）とした。

(3) 主な課題、改善事項等

- ・ 外部資金による研究については、実績額については増加しているところであるが、数値目標である課題数については、十分に実施できてない状況が見られることから更に取り組む必要がある。また、目標設定のあり方も含めた検討が必要。
- ・ 人材の採用、育成については、各年度において「研究職員採用計画」を策定し、採用試験を実施しているところであるが、必要な人材の確保と育成には、更に取り組の強化が必要。
- ・ 多様な財源の確保については、外部資金の獲得に積極的に取り組み、実績額が増加したとともに、知的財産収入を各年度安定的に確保しているものの、更なる取組の強化が必要。
- ・ 施設及び設備の整備、活用については、施設の長寿命化を図るとともに計画的な施設整備を行っているところであるが、小規模施設の更新も含めた庁舎等の整備について中長期的な視点での具体的な整備計画の作成が必要。
- ・ 法令の遵守については、研修等で意識の徹底を図っているところではあるが、交通違反により検挙される事案などが発生しているため、更に取り組が必要。
- ・ 情報セキュリティ管理については、外部記録媒体への対応など、更に取り組が必要。

(4) 次期中期目標等の策定に向けて

次期中期目標・計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や科学技術の進展を踏まえるとともに、次の事項に留意すること。

① 総合力の一層の発揮

基盤的な研究の推進や地域固有の課題の解決、分野横断的な研究開発の推進など、総合力を一層発揮できるよう検討すること。

② 施設整備のあり方の検討

中・長期的視点に立って、施設整備のあり方等の課題について検討すること。

③ 計画等の達成状況の的確な把握

適切な数値目標の設定などについて検討すること。

④ 中期目標の策定手順

法人が達成すべき業務運営に関する目標の策定に当たっては、「道総研における研究開発の基本構想」など法人自身の考え方をよく聴くこと。

(参考) 中期目標期間見込評価に関する意見 項目別意見一覧表

中期計画項目		項目 番号	自己点 検・評 価	(参考) 年度評価			検証 27-29	項目別 意見	
				27	28	29			
第1 住民対 して提供す るサービス その他の 業務の質 の向上	1 研究の推進 及び成果の普及 ・活用	(1)研究ニーズへの対応	1	3	A	A	A	3	① IV
		ア 研究の重点化	2	3	A	A	A	3	
		イ 研究開発の推進方向 (研究推進項目)	3 43-59	3	A	A	A	3	
		ウ 研究ロードマップ	4	3	A	A	A	3	
		エ 研究の実施(戦略研究)	5	3	A	A	A	3	
		エ 研究の実施(重点研究)	6	3	A	A	A	3	
		エ 研究の実施(経常研究)	7	3	A	A	A	3	
		エ 研究の実施(外部資金)、 数値目標	8	3	A	A	B	3	
		(3)研究の評価	9	3	A	A	A	3	
		(4)研究成果の発信、数値目標	10	3	A	A	A	3	
	(5)研究成果の普及、数値目標	11	3	A	A	A	3		
	2 知的財産の 有効活用	(1)知的財産の管理、数値目標	12	3	A	B	A	3	
		(2)知的財産の利活用促進、数値目標	13	3	A	A	A	3	
	3 総合的な技術 支援	(1)技術相談、技術指導等の実施、数値 目標	14	3	A	A	A	3	
		(2)依頼試験、設備使用等の実施、数値 目標	15	3	A	A	A	3	
		(3)建築性能評価、構造計算適合性判定 の実施	16	3	A	A	A	3	
		(4)担い手の育成支援	17	3	A	A	A	3	
	4 連携の推進	(1)外部機関との連携、数値目標	18	3	A	A	A	3	
		(2)行政機関との連携	19	3	A	A	A	3	
	5 広報機能の強化、数値目標	20	3	A	A	A	3		
第2 業務運営 の改善及 び効率化	1 業務運営の基本的事項	21	3	A	A	A	3	② IV	
	2 組織体制の改善	22	3	A	A	A	3		
	3 業務の適切 な見直し	(1)事務処理の改善	23	3	A	A	A		3
		(2)道民や利用者からの意見把握と改善	24	3	A	A	A		3
	4 人事の改善	(1)職員の意欲等の向上	25	3	A	A	A		3
		(2)人材の採用、育成	26	3	A	A	A		3
第3 財務内容 の改善	1 財務の基本 的事項	(1)透明性の確保	27	3	A	A	A	3	③ IV
		(2)財務運営の効率化	28	3	A	A	A	3	
	2 多様な財源 の確保	(1)外部資金、(2)知的財産収入、(3)依 頼試験収入	29	3	A	A	A	3	
	3 経費の効率 的な執行	(1)経費の執行	30	3	A	A	A	3	
		(2)管理経費の節減	31	3	A	A	A	3	
4 資産の管理	32	3	A	A	A	3			
第4 その他業 務運営	1 施設及び設 備の整備、活用	(1)施設等の維持管理	33	3	A	A	A	3	④ II
		(2)施設等の整備	34	3	A	A	A	3	
	2 法令の遵守	35	2	B	A	B	2		
	3 安全管理	36	2	B	B	A	2		
	4 情報セキュリティ管理	37	2	A	B	A	2		
	5 社会への貢献	38	3	A	A	A	3		
	6 災害等の対 応	(1)災害発生時等の対応	39	3	A	S	A	3	
		(2)災害等に関連した調査・研究	40	3	A	A	A	3	
7 情報公開	41	3	A	A	A	3			
8 環境への配慮	42	3	A	A	A	3			

※年度評価は、29年度から評価委員会意見へ変更

意見基準
 <年度評価>

意見基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上 (S、Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満 (B、Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

<検証>

意見基準	判断の目安
4 中期計画の水準に既に達している。	29年度末時点で、中期計画の水準以上の取組を実施
3 中期計画の取組を順調に実施している。	29年度末時点で、中期計画の水準には達していないが、中期計画達成に向けた取組を実施
2 中期計画の取組が順調とはいえない。	中期計画の実施に当たって課題などがあり、29年度末時点では不十分
1 中期計画の取組を実施していない。	計画自体の見直し等が必要であり、実質的に未実施

<項目別意見>

意見基準	判断の目安
V 中期目標の達成状況が非常に優れている。	評価委員会が特に認める場合
IV 中期目標の達成状況が良好である。	中期計画の評価が全て3以上の場合
III 中期目標の達成状況が概ね良好である。	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
II 中期目標の達成状況が不十分ある。	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
I 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある。	評価委員会が特に認める場合